

住宅の被害状況に関する申出書

令和 年 月 日

神栖市長 あて

住所 _____

氏名 _____ 印 _____

■この制度は、災害により受けた住宅の被害等を補償するものではなく、**自らの資力で**修理を行い、当面の日常生活に**最低限必要な場所を確保できない方**に対して、**必要最小限の修理**を行うものです。

1 応急修理対象箇所について

この制度で修理できる部分は、日常生活に欠かせない「居室」（居間・寝室）・炊事室・便所・浴室これらをつなぐ廊下ですが、修理を希望する箇所のうち「居室」は以下の部分です。（例：室名（または「南東の和室」等を記入）

居室 _____

2 床について 1の修理部分の各箇所の状態は以下のとおりです。

（■床の構造は、床組（床の骨組み）＋床の下地板＋表面の仕上材からなっています。）

- ☐ 床組 または 下地板 が壊れている。
- ☐ 下地板が吸水により変形、床下の湿気・悪臭・汚損がある。
- ☐ 仕上材のみの不具合 → 制度の対象外です。

3 壁について 1の修理部分の各箇所の状態は以下のとおりです。

（■壁の構造は、① 柱・はり＋下地板＋表面材（壁紙など）
② 柱・はり＋仕上板（プリント合板・板など）
③ 柱・はり＋竹組下地＋塗り仕上げからなっています。）

- ☐ 柱・はり または 下地板 が壊れている。
- ☐ 下地板・仕上板が吸水により変形しており、日常生活に支障がある。
- ☐ 下地板・仕上板が吸水で湿気・悪臭・汚損があり、日常生活に支障がある。
- ☐ 壁紙がはがれているのみ → 制度の対象外です。
- ☐ 特に支障なし